

国民年金保険料を納めることが難しいときには…

「免除」や「納付猶予」が申請できます

★市民課国民年金係 25-11114

支所市民福祉課 72-13333
熊谷年金事務所 048-522-5012

国民年金保険料を納めることができない場合、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。

また、失業等を理由とした保険料の免除申請や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の保険料免除の臨時特例申請といった制度もあります。

表1 免除等の所得基準額 (所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること)

免除の区分	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告書控等でご確認ください。地方税法に定める障害者・寡婦・ひとり親の場合は、基準額が変わります。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

免除等の区分	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金 保険料納付要件
	受給資格期間	年金額	
算入される		8分の4が反映	算入される
		8分の5が反映	
		8分の6が反映	
		8分の7が反映	
		反映されない	
		免除期間は保険料を納めた期間とみなす	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部免除の場合、納付すべき保険料を認めないと、未納と同じ扱いになります。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(=追納)ができます。追納すると、将来受け取る年金額は減少しません。

作持っているとますます便利に ろう！マイナンバーカード

公的な身分証明書になるほか、コンビニで住民票の写しの交付ができるなど、便利なマイナンバーカード。この機会に作ってみませんか。

▶ 第2弾 マイナポイント 始まっています

9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行うと、次のとおりマイナポイント(最大2万円相当)が受け取れます。

- ①マイナンバーカードを取得し、マイナポイント申込後に選択したキャッシュレス決済でチャージ(または買い物)した方(最大5,000円相当)
- ※マイナポイント第1弾で取得した方を除く。
- ②健康保険証の利用申込(7,500円相当)
- ③公金受取口座の登録(7,500円相当)

お問い合わせは、市民課マイナンバーカード担当 25-1246、支所市民福祉課 72-1333へ

マイナポイント申込期限

令和5年2月末まで
※スマートフォンからはマイナポイントアプリを使って申し込むことができます。詳しくは、マイナポイント事業HPをご覗ください。

▶マイナンバーカードを作るには

◇自宅等から

スマートフォン、パソコン、郵便、証明写真機で申請
※交付申請書が必要です。詳しくは市HPをご覗ください。

◇窓口で

市役所市民ホールマイナンバーカード交付会場(市役所1階)、支所市民福祉課(アスピアこだま1階)へ



マイナポイント事業HP
市HP

QRコード
市HP

◆利用の際は申請を

7月から令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)の保険料に関する免除や納付猶予の申請を受け付けています。原則、申請は毎年度必要です。ただし、昨年度に全額免除です。

※ただし、昨年度に全額免除または納付猶予の承認(特例申請による承認を除く)を受けた方が、あらかじめ継続申請を希望している場合、今年度の申請は不要です。郵送される審査結果を確認してください。

納付猶予制度

要件 20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

※保険料免除制度、納付猶予制度とも申請時から2年1か月前まで遡って申請できます。保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。詳しくは、19ページの表2をご覗ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、前年所得ではなく当年の所得見込額を用いて保険料免除等の臨時特例申請ができます。

申請方法 申請書に必要事項を記入し、次の必要書類を

◆申請について

申請窓口 市民課国民年金係(市役所1階)、支所市民福祉課(アスピアこだま1階)

▼マイナンバーカードで電子申請が可能に

マイナンバーカードがあれば、電子申請が可能です。スマートフォンなどからいつでも申請ができます。

産前産後期間の免除制度

産前産後の一定期間について、届出をすることで保険料の免除が受けられます。

免除となる期間 出産予定期間または出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定期間または出産日が属する月の3か月前から6か月間

なお、出産日が平成31年2月1日以降で、すでに保険料を納付している場合、保険料の還付が受けられます。

詳しく述べは、市及び日本年金機構HPをご覗ください。

失業等による特例申請

失業等を理由とした保険料の免除申請(特例申請)です。失業した方の所得については、申請にあたって所得額の審査対象から除かれます。

失業等を理由とした保険料の免除申請(特例申請)です。失業した方の所得については、申請にあたって所得額の審査対象から除かれます。

必要書類

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・郵送申請では、写しを送付してください。

添付のうえ郵送または直接申請窓口へ

※詳しく述べは、日本年金機構HPまたは申請窓口で配付の申請書をご覗ください。

※事前にマイナポータルでの利用者登録が必要です。

QRコード
マイナポータル

マートフォンなどからいつでも申請ができます。

も申請ができます。

※事前にマイナポータルでの利用者登録が必要です。

広報ほんじょう